

# 毎月勤労統計調査について

---

令和元年7月18日  
厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策、政策評価担当)

平成16年から平成23年までの遡及推計について

---

## 平成16年から平成23年までの遡及推計について

- 平成16年から平成23年までの遡及推計を行う為には、
    - ① 平成19年1月分調査に基づくギャップ修正を行うための、同月調査の指数作成系列における旧対象事業所分の集計値
    - ② 平成21年の抽出替え時点での新産業分類変更に伴い付け替える抽出率逆数
    - ③ 平成22年以前の雇用保険データによる毎月勤労統計調査の労働者数の補正率
- の推計値が必要。

## 秘匿数値等の取り扱いについて

- ①旧対象事業所の集計値の推計にあたって、サンプル数の影響で秘匿されている区分については、推計ができなかった。
- ③雇用保険データによる補正率の推計にあたっては、同様に推計できない区分があった。一部の産業（PS、RS）では、公表値が存在せず推計ができなかった。



- ①旧対象事業所の集計値の推計にあたっては、平成19年旧1月分の集計結果について秘匿されている区分についてシステム内部に数値の存在が確認できなかった。
- ③雇用保険データによる補正率の推計にあたっては、システム内部から秘匿されている区分及び公表値が存在しない区分の数値を取得できることが判明した。（雇用保険データによる補正率の推計は平成19年旧1月分ではなく、平成19年新1月分の集計結果を用いる。）



- 以後、本資料で推計値の試算を行う場合には、秘匿区分や公表値が存在しない区分についてもシステム内部から取得できる数値がある場合は、これを用いて計算を行う。
- ただし、いずれの区分も公表を前提としていないものであることから、推計値等は秘匿のままとして、必要に応じて実績値との乖離のみ表示する。

## ① 平成19年1月分調査に基づくギャップ修正のための集計値

- 平成19年1月分調査の新旧結果を踏まえた平均賃金等のギャップ修正を行うためには、旧対象事業所及び新対象事業所に基づく集計結果の再集計が必要。
- しかしながら、旧対象事業所の個票データが確認できないため、旧対象事業所分の再集計ができない。



- 再集計に代わる措置として、東京都が保有するデータ等を用いた代替的な推計が必要。
- 東京都では平成19年1月分調査の旧対象事業所の個票データは保持しておらず、公表データも限定的。



- 500人以上規模事業所（※）について、指数作成系列毎に、全国及び東京都の公表値等を用いた代替的な推計方法を検討。

※ 30～499人規模では、平成19年1月時点で全国と東京都で抽出率逆数が同じであることから再集計値は従来の公表値と同じ（代替推計は不要）

## 平成19年1月分調査の旧対象事業所分の再集計値の推計

(平均賃金)

$$\tilde{a}_i^j = \frac{\hat{a}_i^j + (d_{il}^j - 1)|_{l=13} \cdot \hat{a}_i^j \cdot \hat{R}_i^j}{1 + (d_{il}^j - 1)|_{l=13} \cdot \hat{R}_i^j} \quad \dots \quad (*) \quad : \text{産業}i、\text{規模}j\text{の再集計値ベースの全国平均賃金}$$

ただし、

$$\hat{R}_i^j = \frac{(\frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2})|_{l=13}}{\sum_l \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2}} \quad : \text{産業}i、\text{規模}j\text{における従来の公表値ベースでの全国の和半調査労働者数に占める東京都の割合}$$

$$\hat{a}_i^j = \frac{a_{il}^j|_{l=13}}{(\frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2})|_{l=13}} \quad : \text{産業}i、\text{規模}j\text{における、東京都のみを集計を対象とした場合の平均賃金}$$

$d_{il}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ 、都道府県 $l$ の調査事業所の抽出率逆数

$\hat{a}_i^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ の従来の公表値ベースの全国平均賃金

$a_{il}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ 、都道府県 $l$ の調査事業所の賃金総額

## 平成19年1月分調査の旧対象事業所分の労働者数の推計

（前月末労働者数）

$$E_{0i}^j(t) = E_{1i}^j(t-1) \cdot (1 + \Delta x_i^j(t-1)) + \Delta y_i^j(t-1) \quad : t\text{月調査における、産業}i\text{、規模}j\text{の前月末労働者数（再集計値ベース）}$$

ただし、 $\Delta x_i^j(t)$  :  $t$ 月分の雇用保険事業所データに基づく、産業 $i$ 、規模 $j$ の事業所の新設・廃止等に伴う労働者の増加率（適用度合い0.5を加味）  
 $\Delta y_i^j(t)$  :  $t$ 月調査に基づく、産業 $i$ 、規模 $j$ への事業所の編入又は転出に伴う労働者の増加数（適用度合い0.5を加味）  
 $E_{1i}^j(t)$  :  $t$ 月調査における、産業 $i$ 、規模 $j$ の本月末労働者数（再集計値ベース）

（本月末労働者数）

$$E_{1i}^j = E_{0i}^j \cdot \frac{\hat{v}_i^j + (d_{il}^j - 1)|_{l=13} \cdot \hat{v}_i^j \cdot \hat{R}_{0i}^j}{1 + (d_{il}^j - 1)|_{l=13} \cdot \hat{R}_{0i}^j} \quad : \text{産業}i\text{、規模}j\text{の本月末労働者数（再集計値ベース）}$$

ただし、 $\hat{v}_i^j = \frac{\sum_l e_{1il}^j}{\sum_l e_{0il}^j} (= \frac{\hat{E}_{1i}^j}{\hat{E}_{0i}^j})$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ における従来の公表値ベースでの前月末（調査）労働者数に対する本月末（調査）労働者数の比率

$\hat{v}_i^j = \frac{e_{1il}^j|_{l=13}}{e_{0il}^j|_{l=13}}$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ における従来の公表値ベースでの、東京都に限定した、前月末調査労働者数に対する本月末調査労働者数の比率

$\hat{R}_{0i}^j = \frac{e_{0il}^j|_{l=13}}{\sum_l e_{0il}^j}$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ における従来の公表値ベースでの全国の前月末調査労働者数に占める東京都の割合

$e_{0il}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ 、都道府県 $l$ の本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計

$e_{1il}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ 、都道府県 $l$ の本月分の調査事業所の本月末調査労働者数の合計

$\hat{E}_{0i}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ の前月末労働者数（従来の公表値ベース）

$\hat{E}_{1i}^j$  : 産業 $i$ 、規模 $j$ の本月末労働者数（従来の公表値ベース）

## 再集計値の推計に際しての5つの場合分け（単位産業毎）（1）

（1）平成16年1月抽出時の東京都の抽出率逆数が1の場合

5頁の（\*）から、

再集計値ベースの全国平均賃金  $\tilde{a}_i^j = \hat{a}_i^j$ （従来公表ベースの全国平均賃金）となり、再集計作業は不要。

（2）東京都が旧集計結果（地方調査）を公表している場合

5頁の（\*）において、

- ・  $\hat{a}_i^j$ （東京都のみを集計対象とした場合の平均賃金）として、地方調査結果で代用し、
- ・  $\hat{R}_i^j$ として、平成18年12月分調査における数値で代用することで、 $\tilde{a}_i^j$ の推計が可能。

（3）平成19年1月抽出時の東京都の抽出率逆数が1の場合

平成19年1月分の新対象事業所のうち、平成18年12月分の対象事業所にもなっている事業所を特定し、当該事業所の平成19年1月分の調査票を旧対象事業所の個票データとして集計する。

## 再集計値の推計に際しての5つの場合分け（単位産業毎）（2）

(4) (1) ~ (3) 以外で、当該産業の積み上げ産業及び積み上げ産業を構成する単位産業（当該産業は除く）の公表値又は推計値（労働者数を含む）が存在する場合

$$\tilde{\alpha}_I^j \cdot \sum_l \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} = \tilde{\alpha}_i^j \cdot \sum_l \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} + \sum_s \tilde{\alpha}_s^j \cdot \sum_l \frac{e_{0sl}^j + e_{1sl}^j}{2} \quad \text{ただし、} s \in I, s \neq i$$

の方程式を $\tilde{\alpha}_i^j$ について解くことで計算可能。

$I$  :  $i$  を含む積み上げ産業

$s$  :  $I$  を構成する産業 ( $i$  を除く)

※ 計算過程で

$$\sum_l \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} = \sum_l \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} - \sum_s \sum_l \frac{e_{0sl}^j + e_{1sl}^j}{2}$$

を利用

(5) (1) ~ (4) 以外の場合

(1) (2) で推計した積み上げ産業を使って (4) の単位産業の推計を検討

## 平成27年1月の抽出替え時における推計方法の試行（第4段階）

（試行方法）

- 第4段階として、（1）～（3）以外で当該産業の積み上げ産業及び積み上げ産業を構成する単位産業（当該産業は除く）の公表値または推計値（労働者数を含む）が存在する場合を検討。
- 該当する産業について利用できる情報が確認できなかった。

（積み上げ産業） ※赤字は（1）～（3）の推計値がある産業

$$D = D06 + D07 + D08$$

$$E = \text{E09,10} + \text{E11} + \text{E12} + \text{E13} + \text{E14} + E15 + E16,17 + \text{E18} + E19 + \text{E21} + \text{E22} + \text{E23} + \text{E24} \\ + \text{E25} + \text{E26} + \text{E27} + \text{E28} + \text{E29} + \text{E30} + E31 + E32,20$$

$$I = I-1 + I-2$$

$$K = \text{K68} + \text{K70}$$

$$L = L71 + L72 + L73 + L74$$

$$M = \text{M75} + M76 + \text{M77}$$

$$O = O81 + O82$$

$$P = P83 + PS$$

$$R = R91 + R92 + RS$$

※前月末労働者数及び本月末労働者数についての関係を示している。  
また、平均賃金については、加重平均になっている。

※PS、RSは公表値が存在しない産業区分

（2）で積み上げ産業の推計値ある産業を除いた3産業（E、M、P）について別途推計を行ったうえで、積み上げ産業を構成する単位産業の推計が必要。なお、PS及びRSについては指数を作成していないため今回の推計の対象としていないが、他の産業の推計の必要性に応じて推計が可能か検討。

第136回統計委員会（平成31年4月26日）資料5-2「統計委員会担当室資料」から抜粋

### （3）東京都HP公表データの活用による推計の可能性③

（計算できない4産業＜化学工業、鉄鋼、一般機械、輸送用機械＞の推計方法）

- 東京都HPの東京都分・製造業計のデータから、製造業合計の全国ベースの賃金を復元推計する。そのうえで、製造業の内訳23産業のうち、算出可能な19産業分を控除し、「4産業合計の復元推計値M」を計算する。

- そのうえで、2007年1月の旧対象事業所・現行公表値の各産業の賃金a1～a4、4産業の加重平均値mから、復元修正率(M/m)を計算。未知数である復元推計後の賃金A1～A4を推計する。

（500人以上事業所・製造業・4産業の賃金の推計方法）

$$A1 = a1 \times (M/m) \cdots A4 = a4 \times (M/m)$$

（産業ごとに異なる復元修正率を用いる代替案）

- 1) 2006年12月以前のデータから産業別に復元修正率を求め、それを乗じてA1～A4を計算。このままでは、4産業計の復元推計値Mとの不突合が生じることから、
- 2) その不突合を解消するように、1)で推計したA1～A4を調整して、推計値を確定する。
- いずれにせよ、ここでの推計の精度は、調査産業計など上位分類の計数には影響しない。

	2007年1月・旧対象事業所・現金給与総額	
	現行公表値	復元推計値
4産業計	m = a1～a4の加重平均	M
化学工業	a1 = 447,226円	A1(未知)
鉄鋼	a2 = 422,601円	A2(未知)
一般機械	a3 = 400,941円	A3(未知)
輸送用機械	a4 = 411,760円	A4(未知)

## 平成27年1月の抽出替え時における推計方法の試行（第5段階）1回目（2）

前頁の第136回統計委員会（平成31年4月26日）資料5-2「統計委員会担当室資料」の整理（以下、「担当室案」という。）を参考に積み上げ産業の推計値が算定できた場合に、積み上げ産業を構成するそれぞれの単位産業の推計方法を検討する。

例として、第2段階で推計した「I 卸売業、小売業」は第4段階で示したように単位産業「I-1 卸売業」、「I-2 小売業」の積み上げ産業（平均賃金は加重平均）になっていることから、これらの単位産業について以下のように2段階で推計する。

- （1）単位産業の一次推計値（担当室案の復元推計値）を計算する。
- （2）積み上げ産業の推計値と単位産業の一次推計値との平均賃金の加重平均をした場合の不突合を調整して二次推計値を計算する。

## 平成27年1月の抽出替え時における推計方法の試行（第5段階）1回目（3）

担当室案の記載に準じて平成27年旧1月分の「I 卸売業、小売業」の状況と推計方法を示す。

平成27年旧1月分・500人以上

	従来の平均賃金 公表値	平均賃金の推計値	前月末労働者数 の推計値	本月末労働者数 の推計値	和半労働者数 の推計値
I	m = 362,580	M=382,054	449,705	446,993	R=448,349
I-1	a1=457,299	A1(未知)	220,876	219,757	r1=220,316.5
I-2	a2 = 266,803	A2(未知)	228,829	227,236	r2=228,032.5

※前月末労働者数、本月末労働者数は6頁の方法で推計する。ただし、前月末労働者の推計値は再集計値とほぼ一致することが確認されているため、ここでは再集計値を用いている。また、本月末労働者数は、推計値で  $I = I-1 + I-2$  となるように **I-1** 及び **I-2** を調整している。

※和半労働者数は前月末労働者数と本月末労働者数との平均。

(1) 一次推計値として下記を計算する。

$$A1 = a1 \times (M/m) = 481,860$$

$$A2 = a2 \times (M/m) = 281,133$$

(2) **I** の平均賃金は **I-1** と **I-2** の平均賃金の加重平均となることから、 $M \times R = A1 \times r1 + A2 \times r2$  が成り立つ必要性がある。

そこで、

$$P = (M \times R) / (A1 \times r1 + A2 \times r2) = 1.0060528$$

として、推計値の不突合を解消するため一次推計値にPを乗じて二次推計値を得る。

$$A1' = A1 \times P = 484,759$$

$$A2' = A2 \times P = 282,824$$

# 平成27年1月の抽出替え時における推計方法の試行（第5段階）1回目（4）

この推計においては、平成27年旧1月分の従来の公表値の代わりに、平成26年12月分の再集計値、平成26年1月分の再集計値、平成26年年平均の再集計値を用いる方法が考えられる。それぞれの計算結果による推計値と平成27年旧1月分再集計値との乖離をまとめると以下のとおりである。

(円)

	H27年旧1月分の再集計値
I	372,463
I-1	475,536
I-2	272,902

	従来の公表値 を使った推計値	H26年12月分の再集計値 を使った推計値	H26年1月分の再集計値 を使った推計値	H26年平均の再集計値 を使った推計値
一次推計値				
I	382,054	382,054	382,054	382,054
I-1	481,860	490,850	481,665	485,893
I-2	281,133	276,846	281,951	278,282
二次推計値				
I	382,054	382,054	382,054	382,054
I-1	484,759	490,911	484,155	488,133
I-2	282,824	276,881	283,408	279,565
二次推計値と再集計値との乖離（率%）				
I	9,591 (2.6)	9,591 (2.6)	9,591 (2.6)	9,591 (2.6)
I-1	9,223 (1.9)	15,375 (3.2)	8,619 (1.8)	12,597 (2.6)
I-2	9,922 (3.6)	3,979 (1.5)	10,506 (3.8)	6,663 (2.4)

※Iについては一次推計値、二次推計とも第2段階による推計値を記載している。

## ② 平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数

- 平成19年11月に日本標準産業分類の変更が行われ、平成21年1月の抽出替えは旧産業分類（平成14年3月改訂）により抽出、平成24年1月の抽出替えは新産業分類（平成19年11月改訂）により抽出している。
- 平成22年、23年については、新産業分類ベースの抽出率逆数を用いて再集計する必要がある。



- 平成21年抽出替え当時の指定予定事業所名簿は、行政文書保存に関する規則上、3年保存であり、保存期間は満了しており、現在までのところ確認できていない。



- 産業分類の組み替えが必要となる産業・規模について、旧産業分類の抽出率逆数を事業所数で按分することにより、新産業分類ベースの抽出率逆数を推計する。按分計算に用いる事業所数としては、以下の2つが考えられる。（「指定予定事業所名簿」の代替データとして、これらの調査票情報を活用）

- (A) 「毎月勤労統計調査」の調査票情報から得られる調査事業所数
- (B) 「平成18年 事業所・企業統計調査」の調査票情報から得られる事業所数に旧産業分類ベースの抽出率を乗じて（抽出率逆数で除して）算出される事業所数

## ② 平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数

平成22年産業分類変更後の41の抽出区分について、日本標準産業分類（平成19年11月改定）における「中・小・細分類項目新旧対照概要表」と抽出率逆数表から試算したところ、41区分の中で、東京都と東京都以外で抽出率逆数が異なる旧産業分類を含み、組替えの検討が必要と考えられる産業は以下のとおりとなった。

※ 当該抽出区分における集計結果に加えて、調査産業計等の積上げ区分においても、組替えの影響が出ることに留意が必要。

( )内は、平成22年1月の産業計に占める労働者のウエイト

### 500人以上規模事業所

組み替えの検討が必要と考えられる産業	8産業（24%） E11繊維工業 E16,17化学工業、石油製品・石炭製品製造業 E27業務用機械器具製造業 E28電子部品・デバイス・電子回路製造業 G情報通信業 H運輸業、郵便業 L学術研究、専門・技術サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業
うち、産業分類の変更での労働者数の変動が3.0%を超える産業	5産業（9%） E11繊維工業 E16,17化学工業、石油製品・石炭製品製造業 E27業務用機械器具製造業 L学術研究、専門・技術サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業

② 平成21年の抽出替え時点における新産業分類の抽出率逆数

100-499人規模事業所

組み替えの検討が必要と考えられる産業	2産業(1.1%) E11繊維工業 E12木材・木製品製造業(家具を除く)
うち、産業分類の変更での労働者数の変動が3.0%を超える産業	1産業(0.9%) E11繊維工業

30-99人規模事業所

組み替えの検討が必要と考えられる産業	2産業(1.1%) E11繊維工業 E12木材・木製品製造業(家具を除く)
うち、産業分類の変更での労働者数の変動が3.0%を超える産業	1産業(0.9%) E11繊維工業

→ 毎月勤労統計調査の対象範囲におけるより正確、定量的な産業分類の変更の状況等を把握する方法として、平成18年事業所・企業統計調査の個票データの利用申請及び再集計作業等が考えられる。

② 産業分類の組み替えが必要となる産業・規模(1)

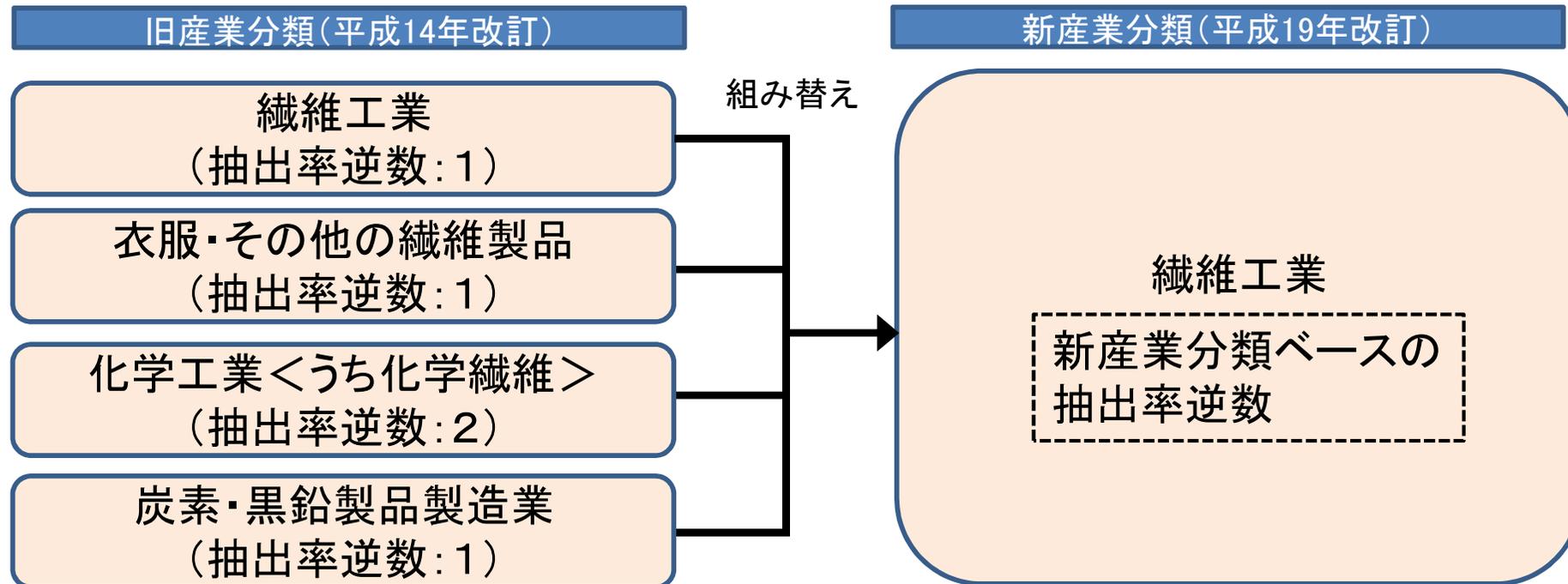
	東京都		東京都以外の46道府県	
	旧産業分類 (平成14年改訂)	新産業分類 (平成19年改訂)	旧産業分類 (平成14年改訂)	新産業分類 (平成19年改訂)
50人以上規模	繊維工業+衣服・その他 +化学工業+炭素・黒鉛 製品製造業	繊維工業		
	化学工業+石油製品・石 炭製品	化学工業、石油製品・石 炭製品製造業		
	一般機械器具製造業+ 精密機械器具製造業+ 他に分類されない製造業	業務用機械器具製造業		
	電子部品・デバイス製造 業+電気機械器具製造 業	電子部品・デバイス・電 子回路製造業		
	情報通信業+その他の 専門サービス業	情報通信業		
	運輸業+通信業	運輸業, 郵便業		
	学術・開発研究機関+専 門サービス業+広告業 +その他の事業サービ ス業	学術研究・専門・技術 サービス業		
	娯楽業+その他のサー ビス業(他に分類されな いもの)+教育・学習支 援業	生活関連サービス業		

② 産業分類の組み替えが必要となる産業・規模(2)

	東京都		東京都以外の46道府県	
	旧産業分類 (平成14年改訂)	新産業分類 (平成19年改訂)	旧産業分類 (平成14年改訂)	新産業分類 (平成19年改訂)
100～499人規模	繊維工業+衣服・その他 +化学工業+炭素・黒鉛 製品製造業	繊維工業	繊維工業+衣服・その他 +化学工業+炭素・黒鉛 製品製造業	繊維工業
	木材・木製品製造業(家具を除く)+その他のパ ルプ・紙・紙加工品製造 業	木材・木製品製造業(家 具を除く)	木材・木製品製造業(家 具を除く)+その他のパ ルプ・紙・紙加工品製造 業	木材・木製品製造業(家 具を除く)
30～99人規模	繊維工業+衣服・その他 +化学工業+炭素・黒鉛 製品製造業	繊維工業	繊維工業+衣服・その他 +化学工業+炭素・黒鉛 製品製造業	繊維工業
	木材・木製品製造業(家具を除く)+その他のパ ルプ・紙・紙加工品製造 業	木材・木製品製造業(家 具を除く)		

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計方法

例 東京都・500人以上規模



→ (新産業分類ベースの抽出率逆数)

$$= 1 \times \frac{n_1}{n_1+n_2+n_3+n_4} + 1 \times \frac{n_2}{n_1+n_2+n_3+n_4} + 2 \times \frac{n_3}{n_1+n_2+n_3+n_4} + 1 \times \frac{n_4}{n_1+n_2+n_3+n_4}$$

(  $n_1$ :「繊維工業」の事業所数、 $n_2$ :「衣服・その他繊維製品」の事業所数、 $n_3$ :「化学工業<うち化学繊維>」の事業所数、 $n_4$ :「炭素・黒鉛製品製造業」の事業所数 )

「繊維工業」、「衣服・その他の繊維製品」、「化学工業<うち化学繊維>」「炭素・黒鉛製品製造業」のそれぞれの抽出率逆数に按分割合を乗じることにより、新産業分類ベースの抽出率逆数を計算する。

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計方法（続き）

例 毎月勤労統計調査の調査事業所数と事業所・企業統計調査の事業所数を用いた推計方法の考え方（イメージ）

旧産業分類				新産業分類			
旧産業分類	抽出率逆数	調査事業所数 ≡ 毎勤の回収数	母集団事業所数 ≡ 事業所・企業統計調査の事業所数	調査事業所数	母集団事業所数	新産業分類	抽出率逆数

(1) 旧産業分類AとBと新産業分類Cに一意に対応している場合

産業A	$a = \frac{N_a}{n_a}$	$n_a$	$N_a$	$n_a + n_b$	$N_a + N_b$	産業C	$\frac{N_a + N_b}{n_a + n_b}$ $= \frac{an_a + bn_b}{n_a + n_b} \dots \text{毎勤の調査事業所数による算式(15頁(A))}$ $= \frac{N_a + N_b}{n_a + n_b} = \frac{N_a}{\frac{n_a}{a}} + \frac{N_b}{\frac{n_b}{b}}$ $= \frac{a \frac{N_a}{a} + b \frac{N_b}{b}}{\frac{N_a}{a} + \frac{N_b}{b}} \dots \text{事業所・企業統計の事業所数による算式(15頁(B))}$
産業B	$b = \frac{N_b}{n_b}$	$n_b$	$N_b$				

(2) 旧産業分類Bと新産業分類Cが一意に対応していない場合

産業A	$a = \frac{N_a}{n_a}$	$n_a$	$N_a$	$n_a + n_b$	$N_a + N_b$	産業C	(※) が成り立つので 上記と同様となる
産業B	$b$	$n_b$	$N_b$				
		$n_c$	$N_c$			産業D	
				$n_c$	$N_c + \dots$		
				etc...			

$$= \frac{N_b + N_c}{n_b + n_c} \equiv \frac{N_b}{n_b}$$

が成り立つと想定される・・・ (※)

② 毎月勤労統計調査及び事業所・企業統計調査の調査票情報を利用した事業所数集計

(結果)

- 毎月勤労統計調査で実際に回収された調査票（平成22年1月分の個票データ）及び事業所・企業統計調査（平成18年）の調査票情報から事業所数を集計すると、以下のとおりとなる。

《東京都》

	旧産業分類	新産業分類	旧産業抽出率逆数	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用		
				事業所数	按分割合	事業所数	事業所数/旧産業抽出率逆数	按分割合
500人以上	繊維工業（衣服,その他の繊維製品除く）	繊維工業	1	0	0.000	1	1.000	0.667
	衣服・その他の繊維製品製造業		1	0	0.000	0	0.000	0.000
	化学工業<うち化学繊維>		2	1	1.000	1	0.500	0.333
	炭素・黒鉛製品製造業		1	0	0.000	0	0.000	0.000
	化学工業<化学繊維を除く>	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	2	9	1.000	21	10.500	0.778
	石油製品・石炭製品		1	0	0.000	3	3.000	0.222
	一般機械器具製造業		2	2	0.333	6	3.000	0.333
	精密機械器具製造業	業務用機械器具製造業	1	4	0.667	6	6.000	0.667
	他に分類されない製造業		1	0	0.000	0	0.000	0.000
	電子部品・デバイス製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	8	1.000	9	9.000
	電気機械器具製造業	2		0	0.000	0	0.000	0.000
	情報通信業	情報通信業		4	27	1.000	173	43.250
	その他の専門サービス業		2	0	0.000	1	0.500	0.011
	運輸業	運輸業、郵便業	1	24	0.960	51	51.000	0.990
	通信業		4	1	0.040	2	0.500	0.010
	学術・開発研究機関	学術研究・専門・技術サービス業	3	2	0.250	14	4.667	0.201
	専門サービス業		2	1	0.125	22	11.000	0.475
	広告業		1	5	0.625	7	7.000	0.302
	その他の事業サービス業		2	0	0.000	1	0.500	0.022
	娯楽業	生活関連サービス業	1	1	0.333	4	4.000	0.667
	その他のサービス業（他に分類されないもの）		1	2	0.667	2	2.000	0.333
	教育・学習支援業<教養・技能教授業>		2	0	0.000	0	0.000	0.000

② 毎月勤労統計調査及び事業所・企業統計調査の調査票情報を利用した事業所数集計(続き)

《東京都》

	旧産業分類	新産業分類	旧産業抽出率逆数	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用		
				事業所数	按分割合	事業所数	事業所数/旧産業抽出率逆数	按分割合
100～499人	繊維工業(衣服,その他の繊維製品除く)	繊維工業	2	2	0.500	3	1.500	0.220
	衣服・その他の繊維製品製造業		4	2	0.500	21	5.250	0.768
	化学工業<うち化学繊維>		24	0	0.000	2	0.083	0.012
	炭素・黒鉛製品製造業		8	0	0.000	0	0.000	0.000
	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品製造業(家具を除く)	2	0	-	3	1.500	1.000
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		8	0	-	0	0.000	0.000
30～99人	繊維工業(衣服,その他の繊維製品除く)	繊維工業	16	1	1.000	16	1.000	0.268
	衣服・その他の繊維製品製造業		24	0	0.000	62	2.583	0.693
	化学工業<うち化学繊維>		32	0	0.000	4	0.125	0.034
	炭素・黒鉛製品製造業		48	0	0.000	1	0.021	0.006
	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品製造業(家具を除く)	12	3	1.000	12	1.000	1.000
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		24	0	0.000	0	0.000	0.000

《東京都以外の46道府県》

	旧産業分類	新産業分類	旧産業抽出率逆数	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用		
				事業所数	按分割合	事業所数	事業所数/旧産業抽出率逆数	按分割合
100～499人	繊維工業(衣服,その他の繊維製品除く)	繊維工業	4	29	0.420	191	47.750	0.396
	衣服・その他の繊維製品製造業		4	37	0.536	285	71.250	0.590
	化学工業<うち化学繊維>		24	3	0.043	40	1.667	0.014
	炭素・黒鉛製品製造業		8	0	0.000	0	0.000	0.000
	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品製造業(家具を除く)	4	16	1.000	107	26.750	0.991
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		8	0	0.000	2	0.250	0.009
30～99人	繊維工業(衣服,その他の繊維製品除く)	繊維工業	32	26	0.321	732	22.875	0.251
	衣服・その他の繊維製品製造業		24	54	0.667	1607	66.958	0.736
	化学工業<うち化学繊維>		32	1	0.012	35	1.094	0.012
	炭素・黒鉛製品製造業		48	0	0.000	3	0.063	0.001

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計結果

(結果)

○ 毎月勤労統計調査で実際に回収された調査票から得られる事業所数、事業所・企業統計調査の調査票情報を按分割合に用いて新産業分類ベースの抽出率逆数を推計すると、それぞれ以下のとおりとなる。

### 《東京都、500人以上規模》

旧産業分類	新産業分類	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用	
		$\Sigma$ 事業所数 × 按分割合	抽出率逆数	$\Sigma$ 事業所数 / 抽出率逆数 × 按分割合	抽出率逆数
繊維工業+衣服・その他+化学工業+炭素・黒鉛製品製造業	繊維工業	2.0000	2.000	1.3333	1.333
化学工業+石油製品・石炭製品	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	2.0000	2.000	1.7777	1.778
一般機械器具製造業+精密機械器具製造業+他に分類されない製造業	業務用機械器具製造業	1.3333	1.333	1.3333	1.333
電子部品・デバイス製造業+電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1.0000	1.000	1.0000	1.000
情報通信業+その他の専門サービス業	情報通信業	4.0000	4.000	3.9771	3.977
運輸業+通信業	運輸業, 郵便業	1.1200	1.120	1.0291	1.029
学術・開発研究機関+専門サービス業+広告業+その他の事業サービス業	学術研究・専門・技術サービス業	1.6250	1.625	1.8992	1.899
娯楽業+その他のサービス業(他に分類されないもの)+教育・学習支援業	生活関連サービス業	1.0000	1.000	1.000	1.000

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計結果

### 《東京都、100～499人規模》

旧産業分類	新産業分類	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用	
		$\Sigma$ 事業所数 ×按分割合	抽出率逆数	$\Sigma$ 事業所数/ 抽出率逆数 ×按分割合	抽出率逆数
繊維工業+衣服・その他+化学工業+炭素・黒鉛製品製造業	繊維工業	3.0000	3.000	3.8048	3.805
木材・木製品製造業(家具を除く)+その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)	- ※事業所0のため	- ※事業所0のため	2.0000	2.000

### 《東京都、30～99人規模》

旧産業分類	新産業分類	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用	
		$\Sigma$ 事業所数 ×按分割合	抽出率逆数	$\Sigma$ 事業所数/ 抽出率逆数 ×按分割合	抽出率逆数
繊維工業+衣服・その他+化学工業+炭素・黒鉛製品製造業	繊維工業	16.0000	16.000	22.2569	22.257
木材・木製品製造業(家具を除く)+その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)	12.0000	12.000	12.0000	12.000

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計結果

《東京都以外、100～499人規模》

旧産業分類	新産業分類	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用	
		$\Sigma$ 事業所数 × 按分割合	抽出率逆数	$\Sigma$ 事業所数 /抽出率逆数 × 按分割合	抽出率逆数
繊維工業+衣服・その他+化学工業+炭素・黒鉛製品製造業	繊維工業	4.8695	4.870	4.2762	4.276
木材・木製品製造業(家具を除く)+その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	木材・木製品製造業(家具を除く)	4.0000	4.000	4.0370	4.037

《東京都以外、30～99人規模》

旧産業分類	新産業分類	毎月勤労統計調査の個票データを利用		事業所・企業統計調査の調査票情報を利用	
		$\Sigma$ 事業所数 × 按分割合	抽出率逆数	$\Sigma$ 事業所数 /抽出率逆数 × 按分割合	抽出率逆数
繊維工業+衣服・その他+化学工業+炭素・黒鉛製品製造業	繊維工業	26.6666	26.667	26.1238	26.124

## ② 新産業分類ベースの抽出率逆数の推計結果の考察

【推計結果のメリット・デメリット】(第136回統計委員会(2019年4月26日)統計委員会担当室資料5-2より)

候補	「毎月勤労統計調査」の調査票情報	「2006年事業所・企業統計調査」の調査票情報
利用方法	「毎月勤労統計」で実際に回収された調査票から得られる事業所数を利用。	「毎月勤労統計」の母集団名簿の基となるデータ。同調査票から得られる事業所数に抽出率を乗じて算出される事業所数を利用。
メリット	調査対象抽出時点(2009年)の最新情報が反映。	該当する全事業所の情報を利用可能(「毎月勤労統計」の調査票回収率の影響を受けない)。新産業分類による組み替え集計も提供。
デメリット	調査票未回収の事業所の情報が反映されない。2009年の回収率:86%、東京都の回収率はさらに低い可能性がある。産業別の回収率のばらつきが抽出率の組み替え推計に影響する可能性がある。	「事業所・企業統計調査」の調査時点は、2006年10月。その後、調査対象抽出時点(2009年)までの事業所の改廃は反映されていない。

### 考 察

上記のメリット・デメリットを考慮の上、抽出率逆数を決定する。  
選定に当たって下記の考え方を軸に検討を行っているところ。

- ①抽出時点の最新情報を反映していることから毎月勤労統計調査の調査票情報から推計したものを採用。
- ②調査票の回収率の影響を受けない事業所・企業統計調査の調査票情報から推計したものを採用。
- ③両者のメリットをそれぞれ活かすように、両者の平均を採用。
- ④回収数、回収率などの情報を用いて産業ごとに採用する推計値を両者から選択する。

### ③ 平成22年以前の雇用保険データによる労働者数の補正率

- 毎月勤労統計調査では、労働者数の推計において、雇用保険データを用いて、毎月勤労統計調査では把握できない事業所の改廃等を反映させている。
- しかしながら、平成22年以前の雇用保険データが存在が確認できないことから、再集計においてこの改廃等状況を反映させることができない。



- 毎月勤労統計調査の過去の公表値や集計過程で作成された資料を用いて、平成22年以前の雇用保険データによる労働者数の補正率を逆算する理論的な計算式を導出。



- 平成29年7月の雇用保険データによる補正率を、実際の補正率と大きな乖離がなく推計が可能であることが確認できた。



- 実作業上の課題がないか検証中。



令和元年 6 月分調査（500人以上規模事業所の全数調査）  
の実施状況について

---

# 令和元年6月分調査（500人以上規模事業所の全数調査）の実施状況

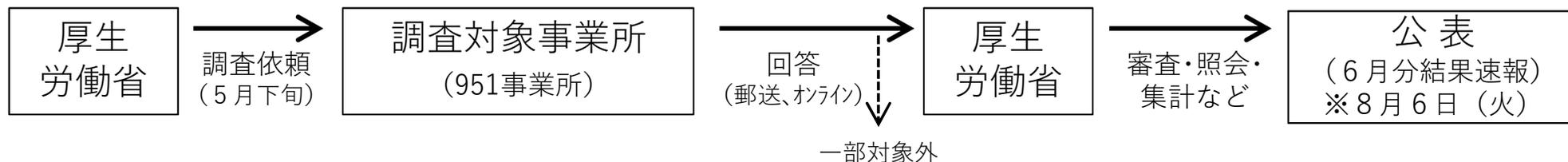
## ■背景

調査計画において、500人以上規模の事業所を全数調査することとしていたところ、東京都の事業所（一部産業）では、抽出調査を行っていた。

これを調査計画どおりに全数調査とするべく、必要な事業所分（約1,000事業所）に係る調査を厚生労働省が直轄により令和元年6月分調査から実施しているところ。

## ■直轄調査の概要

厚生労働省から指定事業所に対して、直接、郵送調査またはオンライン調査により実施



## ■調査結果イメージ案

東京都500人以上規模の事業所について、全数調査とした系列とこれまでの抽出調査のままの系列の実数、指数、前年同月比を産業別などで作成、提供予定



	全数調査系列	抽出調査系列
実数・指数	$A_1$	$B$
前年同月比	$A_0$ と $A_1$ の比較	$A_0$ と $B$ の比較